

ID: 437

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	合葬式墓地使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第30条ただし書		
例 規 番 号	昭和28年条例第28号		
【根拠条文】 (使用料の返還) 第30条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その一部を返還することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日